

新型コロナウイルス感染症に伴う「在宅勤務」等の取扱いについて

東京都と埼玉県・千葉県・神奈川県 の3県を対象に新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令されたことから、これまで実施してきた「職員の在宅勤務」その他の取組について、下記のとおり新規、継続又は再開するものとする。

なお、下記の取り組みについては、令和3年2月7日までとし、今後の状況により変更又は終了する場合は、別途通知する。

記

1 「在宅勤務」(再開)

令和2年4月16日付け2西総職第157号「新型コロナウイルス感染症に伴う職員の在宅勤務等の実施について」及び令和2年4月17日付け2西総職第159号「新型コロナウイルス感染症に伴う「在宅勤務」とこれまでの休暇等の取扱いについて」のとおり、実施することができる。

2 「時差出勤」(継続)

電車、バス等の公共交通機関を利用して通勤し、かつ、通勤時間帯が通勤ラッシュに当たっている職員(妊婦通勤時間等を取得する職員など一部の部署・職員を除く。)で希望する者について、所属長が業務に支障がないと認める場合は、時差出勤することができる。

3 「交通用具等による通勤への切替え」(再開)

交通用具等に切り替える期間が1か月に満たない場合は、通勤手当の精算は行わない。
(通勤届の提出を要す。)

4 「午後8時以降の勤務抑制」(新規)

政府が定める新型コロナウイルス対策の「基本的対処方針」に基づき、事業継続に必要な場合を除き、午後8時以降の勤務は抑制すること。

5 「休憩時間の変更」(新規)

職員の休憩時間を、所属長が業務に支障がないと認める場合は、原則、「11:30~12:30」又は「12:30分~13:30」に変更し、休憩時間時の接触機会を減らし、感染リスクを低減することができる。